

# 札幌市立向陵中学校 いじめ防止基本方針

2024年4月

## 1 いじめ防止基本方針の理念

### (1) いじめ防止基本方針作成にあたって

本校におけるいじめ防止基本方針（以下、基本方針）は、本校の生徒に対し、現在継続しているいじめ問題の解決及び新たないじめの早期発見、速やかな対応をめざした校内体制づくりに向けた実効性のあるものとする。そのためにも、本校生徒の特色や地域の特性等を鑑み、いじめ問題の防止や早期解決を組織的に対処できるよう、実行可能性と更新性をもった PDCA サイクルに基づいた基本方針づくりをめざす。

組織的にいじめ問題に対処するためにも、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」、「いじめは絶対に許されない」、「いじめられた子どもを絶対に守り通す」ことを意識し、全教職員及び生徒、保護者がいじめ問題の解決に向けた取組に対し、共通理解を図っていくことが必要である。

### (2) いじめの定義

**いじめの定義**（「いじめ防止対策推進法」第一章総則第二条：平成 25 年法律第 71 号）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされたりする
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- （札幌市いじめの防止等のための基本的な方針 第 1 章 3 の（2）より抜粋）

## 2 本校の実情

本校は札幌市中央区にあり、生徒数が 900 名規模の大規模校である。近隣 5 校の小学校より児童が本校に入学してくる。また、転勤等により転出入の生徒が多く、さらには校区外からも多くの生徒が通学しているという特徴がある。

### (1) 生徒の実態

学習に対する意識が高く、授業は落ち着いた態度で参加している。行事に学級・学年で協力して取り組み、よりよいものを作り上げようとする雰囲気が見られる。部活動に熱心に取り組み、各種大会で優秀な成績を上げる生徒が多い。一方でプライドが高い一面があり、学習でわからないことや間違えることを他者に悟られることを極端に嫌ったり、自分の考えを素直に表さず全体に同調する傾向が見られる。また、昨年のいじめについてのアンケート調査（11 月実施）から、学校生活が楽しくないと答えている生徒が 7.1%

63/883（一昨年度は 12.3%）、自分がいじめられても誰にも相談しない生徒が 7.0%（60/883（一昨年度は 9.2%）と、人間関係の不安を抱えていたり潜在的な不満やストレスを抱えていたりする生徒は少なくはない。

### (2) 保護者の全体的な様子

教育熱心な保護者が多く、本校の教育に対しては理解を示し協力的である。

### (3) 地域の状況

本校は札幌市の中心部に位置し、校区内には円山公園や北海道神宮がある。また、地下鉄沿線にもあり、

円山地区、宮の森地区を抱える落ち着いた住宅環境にある学校である。校区内には本校を卒業した社会人の方々が多く住んでおり、日頃から本校の生徒の様子を温かい目で見守ってくれている。一方で、地域住民から本校生徒の校外生活での振舞いに対して厳しい声が寄せられることもあり、生徒・教職員共々、地域の学校として常に地域住民から見られている意識をもつ必要がある。

### 3 いじめに対する本校の取組

#### (1) いじめの未然防止に向けて

##### ①望ましい集団づくり

- ・学校生活において、生徒同士の信頼と尊敬を基盤とした互恵的な人間関係づくりが図られるよう、すべての教職員が学級、学年、全校での様々な機会を捉え、いじめを許さない望ましい集団づくりに向けた場の設定の工夫に取り組む。

##### ②自己肯定感、自己有用感を育む学び合いが見られる授業改善

- ・小集団のグループ活動や話し合い活動をはじめとし、生徒同士が関わりながら学ぶことができる授業を通して、自分も授業づくりに参加した、自分の考えが他者の考えの役に立ったという自己肯定感、自己有用感もてるような授業改善を図る。
- ・生徒にとって、朝、帰りの学活、給食時間（準備時間含む）、清掃時間が、価値のある時間であり、そこでの役割には意味があり、学校生活に貢献していることを認識できるように働きかける。

##### ③いじめ防止に向けた心の育成

- ・教育課程上において、命の大切さやいじめ防止に向けた道徳の時間を位置付けたり、特別活動（ねらいに応じては総合的な学習の時間）の中にソーシャルスキルトレーニングを位置付けたりするなど、豊かな心の育成を図る。

##### ④情報モラル教育の推進

- ・関係機関と連携を図りながら、情報モラル教育を推進していく。また、保護者に対しては学年 PTA 集会等で啓発し理解と協力を仰ぐ。

#### (2) いじめの早期発見に向けて

##### ①生徒理解に向けた生徒・保護者との関わりの重視

- ・生徒理解に向けて、教師と生徒との信頼に基づく人間関係を構築し、日頃から生徒が教師に相談しやすい環境づくりに努める。
- ・生徒理解に向けて生徒一人一人の日常の対話を重視するとともに、登・下校時や休み時間等の生徒のあいさつの様子や生徒同士の関わり方について適切に観察（し、適宜指導）する。
- ・授業中の言語環境や話を聞く姿勢、話し合い活動の様子から、生徒同士の人間関係の在り方を適切に観察（し、適宜指導）する。
- ・保健室と連携し、生徒の健康状況について情報を共有し、必要に応じて教育相談を行うなど問題の早期発見に努める。
- ・生徒の登校状況（欠席状況）など、生徒の変化を見逃さずに、いじめの可能性のあることを念頭に置きながら、必要に応じて教育相談を行うなど問題の早期発見に努める。
- ・保護者との信頼関係の構築に向け、上述した当該生徒の様子について家庭連絡を図り情報を共有するとともに、日頃から電話連絡や家庭訪問等で保護者との対話を心がける。

##### ②教職員間での情報共有の徹底

- ・些細なことも含め、教職員が得た情報（気になる行為、指導した事例、欠席状況等）を、学年主任をはじめ、担任、学年の生活係等、複数の学年教師が共有し、各学年の生徒指導情報に簡単な記録を作成する。必要に応じて、生徒指導部長に報告する（生徒指導部長→校長、教頭、主幹教諭、教務主

任)

### ③教育相談の充実

- ・年2回(5月及び11月)教育相談を行う。対象は全生徒とし、生徒理解に努める。

### ④アンケートの実施

- ・年2回(6月及び11月に実施)悩みやいじめに関するアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。

## (3) いじめ問題への対処に向けて

### ①迅速な対応、組織的な対応

- ・いじめにつながる行為を発見したり、生徒から相談を受けたり(アンケート調査含む)した場合は、過小評価することなく、その場で必ず指導(速やかに教育相談)すること。その後、必ず学年内(学年主任、担任、学年生活係等)で情報を共有すること。事例に応じて、再度学年(複数で対応すること)で当該生徒を指導する。

### ②適切な初期対応、的確な事実確認・把握

- ・些細なことと判断、過小評価し、学年で共有することなく事案を放置した場合、その後の対処が困難になることがある。上述したような事案が起きた場合は確実に情報共有し、事情聴取や指導を含め、適切な初期対応に努める。当該生徒及び周囲の生徒からの事情聴取(同時刻、個別化)や指導の在り方、保護者に対する説明する際に誤解を招かないためにも、的確な事実確認・把握を行う必要がある。5W1Hを基本とした事実確認・把握を行い、記録をしっかりと取り、ICTを活用して情報の共有を図る。指導等の対応は複数で行う。

### ③被害生徒・保護者への対応

- ・休み時間等、見守るなど安全確保に努める。必要に応じ、SCとの連携を図り心のケアに努める。

### ④加害生徒・保護者への対応

- ・被害生徒の気持ちを理解させ、いじめに及んだ背景等を共有しながら指導をすすめ、再発防止に向けて保護者との連携、協力要請を図り、今後の学校生活について支援していく。

### ⑤当該生徒以外の生徒(及び保護者)への対応

- ・被害生徒及び保護者の了解を得て、再発防止のための学級、学年指導を行う。今後、同様のいじめが発生しないように、より良い人間関係の集団づくりをすすめる。必要に応じて、学年PTA集会等で保護者に説明する。

### ⑥関係機関への対応

- ・教育委員会をはじめ、場合に応じて警察、児童相談所、医療機関等への連絡、相談する。

### ⑦事後対処

- ・いじめ問題の迅速な対応後も、経過観察、継続指導、必要に応じてSCをはじめとする関係機関と連携を図り、生徒の継続的な心のケア、支援に努めていく。

### ⑧再発防止

- ・生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級・学年指導等を行う。
- ・いじめが解決したと思われた後も、児童生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- ・再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。
- ・いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

